

飯塚市職員の職務に専念する義務の免除に関する規程(平成18年飯塚市訓令第13号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月20日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第10号

飯塚市職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
飯塚市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成18年飯塚市規則第29号）第2条第6号の規定に基づき、職員が次の各号のいずれかの業務に従事する間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に規定する職務専念の義務を免除する。 (1)～(4) （略） <u>(5)</u> （略） <u>(6)</u> （略） <u>(7)</u> （略） <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> （略） <u>(10)</u> （略）	飯塚市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成18年飯塚市規則第29号）第2条第6号の規定に基づき、職員が次の各号のいずれかの業務に従事する間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に規定する職務専念の義務を免除する。 (1)～(4) （略） <u>(5)</u> <u>佐与土地改良区</u> <u>(6)</u> <u>鹿毛馬土地改良区</u> <u>(7)</u> （略） <u>(8)</u> （略） <u>(9)</u> （略） <u>(10)</u> （略） <u>(11)</u> （略） <u>(12)</u> （略）

附 則
この訓令は、令和7年9月1日から施行する。